

小城市危険空き家等除却補助金交付要綱

平成31年 3 月 29 日

告示第46号

改正 令和 2 年 2 月 26 日 告示第15号

令和 3 年 3 月 17 日 告示第30号

令和 3 年 5 月 1 日 告示第73号

令和 4 年 4 月 1 日 告示第35号

令和 7 年 1 月 24 日 告示第15号

令和 7 年 4 月 1 日 告示第70号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、小城市空き家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例（平成27年小城市条例第53号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する空き家等を除却する者に対し、条例第10条の規定に基づく支援等を実施するもので、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、条例の例による。

(補助対象となる空き家等及び補助金の額)

第 3 条 補助対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、算出した額に 1 万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助対象者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家等の所有者（法人を除く。）
- (2) 前号に規定する者の相続人

- (3) 前2号に規定する者から補助対象空家等の除却についての同意を得た者（法人を除く。）
 - (4) 区分所有の長屋の場合にあつては、他の区分所有の長屋の所有者全員又は相続人全員の除却についての同意を得た所有者等
 - (5) 前各号に規定する者のほか、市長が特に認める者
- 2 補助対象者は次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して
いる者
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) この補助金の交付を受けたことがある者
 - (2) 不動産販売又は不動産貸付けの業のために除却を行う者
 - (3) 当該補助金と同様の国又は県の補助金等を受けている者
 - (4) 市税等を滞納している者

- (5) 補助対象空家等が共有の場合で、共有名義人全員から当該空家等の除却についての同意を得られない者
- (6) 補助対象空家等に所有権以外の権利（賃借権を含む。）の設定がある場合において、当該権利者から当該空家等の除却についての同意を得られない者
- (7) 前各号に規定する者のほか、市長が適当でないと認める者
(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、補助対象者が発注する補助対象空家等の除却工事であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者で佐賀県内に所在地を有する個人事業者及び佐賀県内に本店を有する法人に請け負わせる工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 補助対象空家等の一部を除却する工事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める工事
(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は次に掲げる措置に要する費用とする。

- (1) 建物等の除却
- (2) 除却に係る廃材等の運搬及び処理
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める措置

2 補助対象経費を延べ床面積で割った1㎡当たりの額について、国が定める標準建設費の除却工事費（補助金の交付決定時点の額）を超える場合にあつては、補助対象経費は国が定める標準建設費の除却工事費に延べ床面積を乗じて得た額とする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事前調査申込書（様式第1号）を提出し、市が実施する事前調査を受けなければならない。

2 前項の事前調査申込書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 建物及び土地の登記事項証明書の写し（建物の未登記の場合は、固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し）

(2) 第4条第1項第2号に該当する場合は、申込者が相続人であることを証する書類及び確約書（様式第2号）

(3) 位置図及び外観写真

(4) 工事見積書（工事内容の内訳明細が付いたもの）

(5) 補助対象工事を請け負う事業者の許可・登録を証する書類

(6) 跡地の適正な管理及び暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）

(7) 除却同意書（様式第4号）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

3 第1項の申込みがあったときは、現地調査を行い、その結果を事前調査結果報告書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

ただし、事前調査申請書に添付した書類については省略することができる。

(1) 事業計画書（様式第7号）

(2) 建物及び土地の登記事項証明書（建物の未登記の場合は、固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し）

(3) 第4条第1項第2号に該当する場合は、申請者が相続人であることを証する書類及び確約書（様式第2号）

- (4) 位置図及び外観写真
- (5) 工事見積書（工事内容の内訳明細が付いたもの）
- (6) 補助対象工事を請け負う事業者の許可・登録を証する書類
- (7) 税金等の未納がないことを証する書類
- (8) 跡地の適正な管理及び暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）
- (9) 除却同意書（様式第4号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第8号のとおりとする。

（事業内容の変更）

第10条 規則第9条第1項に規定する補助金等変更（中止・廃止）承認申請書は、様式第9号のとおりとする。

2 前項の補助金等変更（中止・廃止）承認申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 変更内容が確認できる見積書等の写し（変更内容明細等の付いたもの）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

3 規則第9条第3項に規定する補助金等変更（中止・廃止）決定通知書は、様式第10号のとおりとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第11号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第12号）
- (2) 契約書の写し
- (3) 領収書の写し

(4) 事業施工前及び施工後の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書は、当該事業終了後、速やかに関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第12条 規則第14条に規定する補助金等交付確定通知書は、様式第13号のとおりとする。

(補助金の請求)

第13条 規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第14号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付請求書の提出期限は、前条の通知があった日から30日以内とする。

(交付決定の取消し等)

第14条 規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、危険空き家等除却補助金交付取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。

2 規則第19条第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、危険空き家等除却補助金返還命令書（様式第16号）により通知するものとする。

(跡地の管理)

第15条 補助金の交付を受けて補助対象空家等を除却した所有者等は、雑草等の繁茂、廃棄物の投棄等及び周辺の環境に影響を及ぼすことがないよう跡地を適正に管理し、また市より是正を求められた場合は速やかに是正内容を実行し、周辺環境に配慮しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月26日告示第15号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日告示第30号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月1日告示第73号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第35号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年1月24日告示第15号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第70号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

以下の要件を全て満たし、次の対象要件①から③のいずれかに該当する空家等 ・ 個人が居住を目的として建築又は購入し、1年以上の居住がない市内に存在する建物であること。 ・ 賃貸、分譲、別荘等を目的とした建物でないこと。 ・ 同一の敷地内に居住の用に供されている住宅がないこと。 ・ 併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上であること。 ・ 公共事業等の補償の対象となっていないこと			
対象要件		補助金の額	限度額
①	昭和56年5月31日以前に建築された空家等	補助対象経費の2分の1	50万円
②	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅として、住宅の不良度の測定基準（別表1－1）の合計点数が100点以上と判定された空家等	補助対象経費の5分の4	100万円
③	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等と市が認定した空家等	補助対象経費の2分の1	50万円
* 複数の対象要件に該当する場合においては、③を優先し、次に②、①の順番で適用するものとする。ただし、自治会が土地を取得し、跡地を公共の用に供する場合においては、②を優先し、次に③、①の順番で適用するものとする。			

別表 1 — 1

判定区分		評定項目	評定内容	評点	計
1	構造一般の程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			ロ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒	25	

			のたれ下がったもの		
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上 又は避難上の 構造の 程度	⑥外 壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3 以上あるもの	20	
		⑦屋 根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設 備	⑧雨 水	雨樋がないもの	10	
備考 ①から⑧の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある 場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評 定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。				合計	点

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

小城市長 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

事前調査申込書

小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて事前調査を申し込みます。また、事前調査のために建物の敷地内に立ち入ることを承諾します。

建物等の所在地		小城市		
申込者と建物等の所有者の続柄		☐ 本人 ☐ 相続人 ☐ その他（ ）		
工事見積額		円	工事施工業者名	
建 物	用 途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅	構 造	☐ 木造 階建 ☐ その他
	建築時期	年 月 日	延べ床面積	m ²
空き家になった時期		年 月		
除却後の跡地利用の予定について				
添 付 書 類		☐ 建物及び土地の登記事項証明書の写し（建物が未登記の場合は、固定資産税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し） ☐ 位置図及び外観写真 ☐ 工事見積書（工事内容の内訳明細が付いたもの） ☐ 補助対象工事を請け負う事業者の許可・登録を証する書類 ☐ 相続人間の紛争発生等に関する確約書（様式第2号） ☐ 跡地の適正な管理及び暴力団排除に係る誓約書（様式第3号） ☐ 除却同意書（様式第4号）＊必要に応じて添付 ☐ その他市長が特に必要と認める書類		

（注1）この申込書は、上記建物等が小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第3条に規定する補助対象空き家等に該当するか否かの判定をするため、事前に調査、審査を申し込むものです。該当すると判定されたものは、指定期間内に別途補助金交付申請が必要となります。

（注2）事前調査の結果、当該年度の予算を超える申込みがある場合は、当該建物等の危険性及び周辺に与える影響等を調査し、その危険性等の高いものから予算の範囲内において決定します。そのため、事前調査で補助対象空き家等に該当すると判定されても、当該年度の補助を受けられない場合があります。

（注3）事業の着手は、必ず補助金交付決定後に行ってください。

様式第2号（第7条関係）

確 約 書

小城市長 様

私が相続人の代表となり、空き家住宅の除却工事を実施し、小城市危険空き家等除却補助金の交付申請をします。

なお、相続人の間に当該空き家住宅に係る紛争等が発生したときは、私が責任を持って解決し、市には一切責務がないことを確約します。

家屋所有者（被相続人）_____

家屋所在地_____

年 月 日

住 所_____

氏 名_____ 実印_____

【添付書類】印鑑登録証明書（原本）

様式第3号（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名
電話番号

○跡地の適正な管理に係る事項

私は、小城市危険空き家等除却補助金の申請に当たって、除却後の跡地が雑草等の繁茂、廃棄物の投棄等、周辺の環境に影響を及ぼすことがないよう適正に管理し、また市からは是正を求められた場合は速やかに是正内容を実行し、周辺環境に配慮することを誓約します。

○暴力団排除に係る事項

私は、小城市危険空き家等除却補助金の申請に当たって、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- 2 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 3 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員を利用している者
- 4 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

小城市では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、補助対象者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、小城市危険空き家等除却補助金交付事務のため及び誓約事項の確認のために使用します。

様式第4号（第7条関係）

除 却 同 意 書

1. 申請者の住所及び氏名

（住所）

（氏名）

2. 土地、建物の所在地等

土 地	不動産番号	所在地	地目	面積（㎡）
		小城市		
		小城市		
		小城市		

建 物	不動産番号	所在地	構造	床面積（㎡）
		小城市		

・所有者、全相続人等を代表して、申請者が小城市危険空き家等除却補助金を申請すること及び建物を除却することについて同意します。

年 月 日

権 利	住 所	氏 名	実印

* 補助対象空き家等の所有者及び他の区分所有の長屋の所有者が死亡している場合は、相続人確認のため必要な戸籍及び相続関係図又は法務局交付の法定相続情報一覧図の写しを提出ください。

* 補助対象空き家等が共有財産である場合は、共有名義人全員から除却同意書（実印、印鑑登録証明書添付）の提出が必要です。

* 補助対象空き家等が区分所有の長屋で、他の区分所有の長屋が相続財産である場合は、相続人全員から除却同意書（実印、印鑑証明書添付）の提出が必要です。

* 補助対象空き家等に所有権以外の権利（抵当権など）の設定がある場合は、当該権利者から除却同意書（実印、印鑑登録証明書添付）の提出が必要です。

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長

印

事前調査結果報告書

平成 年 月 日付けで申請のあった小城市危険空き家等除却補助金の事前調査については、次のとおり決定したので、小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

建 物 等 の 所 在 地	
事前調査判定結果	
判 定 理 由	
備 考	

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

小城市長

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

危険空き家等除却補助金交付申請書

次のとおり、小城市危険空き家等除却補助金の交付を受けたいので、小城市補助金等交付規則第 3 条及び小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助対象空家等の所在地	小城市		
補助対象空家等の種別	☐ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された空家等 ☐ 住宅地区改良法に規定する不良住宅として判定された空家等 ☐ 特定空家等と市が認定した空家等		
申請者の区分	☐ 補助対象空家等の所有者 ☐ 補助対象空家等の所有者の相続人 ☐ 補助対象空家等の所有者又は相続人から補助対象空家等の除却についての同意を得た者 ☐ その他市長が特に認める者（ ）		
交付申請額	円	補助対象経費額	円
事業施工予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類	☐ 事業計画書（様式第 7 号） ☐ 建物及び土地の登記事項証明書（建物が未登記の場合は、固定資産税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し） ☐ 位置図及び外観写真 ☐ 工事見積書（工事内容の内訳明細が付いたもの） ☐ 補助対象工事を請け負う事業者の許可・登録を証する書類 ☐ 税金等の未納がないことを証する書類 ☐ 相続人間の紛争発生等に関する確約書（様式第 2 号） ☐ 跡地の適正な管理及び暴力団排除に係る誓約書（様式第 3 号） ☐ 除却同意書（様式第 4 号）＊必要に応じて添付 ☐ その他市長が特に必要と認める書類		

事業計画書

収 入	金 額	支 出	金 額
①自己負担額	円	④補助対象経費 (除却、運搬、処理費等)	円
②市補助金	円	⑤補助対象外経費 (家財の処分費等)	円
③国・県補助金	円	他 補 助	金 額
		⑥国・県補助金	円
計(①+②+③)	円	計(④+⑤+⑥)	円
*補助対象事業に係る国、佐賀県の他の制度による補助金受給状況（予定を含む。） 補助金名 _____ 受給（予定）日 _____年 _____月 _____日			

事業実施所在地		申請書（様式第6号）に記載のとおり	
建物の種別等	用　途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅	
	構　造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ 造）	
	階　数	☐ 平屋 ☐ 2階 ☐ 3階 ☐ その他（ 階）	
	面　積	延べ床面積 m ² （うち店舗部分 m ² ）	
	建築時期	年 月	
事業施工予定期間		申請書（様式第6号）に記載のとおり	
工事施工業者		所在地：	
		業者名：	

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長

国

危険空き家等除却補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった小城市危険空き家等除却補助金について、小城市補助金等交付規則第 6 条及び小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり補助金交付の決定をしたので通知します。

なお、事業が完了したときは、小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第 11 条に基づく実績報告を行ってください。

交 付 年 度	
補助対象空家等の所在地	小城市
補助対象空家等の種別	☐ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された空家等 ☐ 住宅地区改良法に規定する不良住宅として判定された空家等 ☐ 特定空家等と市が認定した空家等
補助金の交付決定額	金 円
事業施工予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
交 付 の 条 件	1 小城市補助金等交付規則及び小城市危険空き家等除却補助金交付要綱に従うこと。 2 事業内容又は経費について、変更又は中止する場合においては、市長の承認を受けること。 3 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4 小城市補助金等交付規則第 17 条第 1 項第 1 号から第 4 号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消す。この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還をすること。 5 除却後の跡地については、適切に管理すること。

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

危険空き家等除却補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった小城市危険空き家等除却補助金について、次のとおり申請内容を変更（中止・廃止）したいので、小城市補助金等交付規則第9条及び小城市危険空き家等除却補助金補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助対象空家等の所在地	小城市			
事業費	変更前	円	変更後	円
補助対象経費	変更前	円	変更後	円
交付申請額	変更前	円	変更後	円
変更等の理由				
変更等の内容				
添付書類	☐ 変更内容が確認できる見積書等の写し（変更内容明細等の付いたもの） ☐ その他市長が特に必要と認める書類			

* 予算の都合上、補助上限額内であっても、増額を伴う変更は認められない場合もあります。

様式第 10 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長

印

危険空き家等除却補助金変更（中止・廃止）決定通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）の申請があった小城市危険空き家等除却補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）の承認を決定したので、小城市補助金等交付規則第 9 条及び小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

交 付 年 度	
補助対象空家等の所在地	小城市
変 更 後 の 交 付 決 定 額	金 円
事 業 の 変 更 内 容	

様式第 11 号（第 11 条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

危険空き家等除却補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、小城市補助金等交付規則第 13 条及び小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第 11 条の規定により関係書類を添えて報告します。

補助対象空家等の所在地	小城市
補 助 金 交 付 決 定 額	金 円
補 助 対 象 事 業 の 期 間	着手 年 月 日 から 完了 年 月 日 まで
添 付 書 類	☐ 事業実績書（様式第 12 号） ☐ 契約書の写し ☐ 領収書の写し ☐ 事業施工前及び施工後の写真 ☐ その他市長が特に必要と認める書類

様式第 12 号（第 11 条関係）

事業実績書

1 収支決算書

収 入	金 額	支 出	金 額
①自己負担額	円	④補助対象経費 (除却, 運搬, 処理費等)	円
②市補助金	円	⑤補助対象外経費 (家財の処分費等)	円
③国・県補助金	円	他 補 助	金 額
		⑥国・県補助金	円
計(①+②+③)	円	計(④+⑤+⑥)	円
*補助対象事業に係る国、佐賀県の他の制度による補助金受給状況を確認するため、補助金額が確定した通知書等の写しを添付してください。 補 助 金 名 受 給 日 年 月 日			

2 事業実績

事業実施所在地		実績報告書（様式第11号）に記載のとおり
建物の種別等	用 途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅
	構 造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ 造）
	階 数	☐ 平屋 ☐ 2階 ☐ 3階 ☐ その他（ 階）
	面 積	延べ床面積 m ² （うち店舗部分 m ² ）
	建築時期	平成 年 月
事業施工期間		実績報告書（様式第11号）に記載のとおり
工事施工業者		所在地：
		業者名：

様式第 13 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長

印

危険空き家等除却補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告があった事業について、小城市補助金等交付規則
第 14 条及び小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり補助
金の額を確定したので通知します。

交 付 年 度	
補 助 金 の 交 付 確 定 額	金 円

様式第 14 号（第 13 条関係）

年 月 日

小城市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



危険空き家等除却補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知があった小城市危険空き家等除却補助金について、次の金額を交付されるよう、小城市補助金等交付規則第 16 条及び小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第 13 条の規定により請求します。

交 付 確 定 額		金 円
請 求 金 額		金 円
振 込 先	金 融 機 関	銀 行 金 庫 組 合 農 協 信漁連 本店 支店 支所
	預 金 種 別	☐ 普通 ☐ 当座
	フリガナ 名 義 人	
	口 座 番 号	

（添付書類）

- 1 口座名義人は、申請者と同一人で請求してください。
- 2 振込先の金融機関の通帳の写しを添付してください。

様式第 15 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長 印

危険空き家等除却補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で額の確定を通知した小城市危険空き家等
除却補助金について、次のとおり補助金の取消しを決定したので、小城市補助金等交付規則
第 17 条及び小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により通知します。

交 付 年 度	
補 助 金 の 取 消 し 額	金 円
取 消 し の 理 由	

様式第 16 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長

印

危険空き家等除却補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で額の確定を通知した小城市危険空き家等
除却補助金について、次のとおり補助金の返還を命じますので、小城市補助金等交付規則第
19 条及び小城市危険空き家等除却補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により通知します。

交 付 年 度	
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	

様式第 1 号（第 7 条関係）
様式第 2 号（第 7 条関係）
様式第 3 号（第 7 条関係）
様式第 4 号（第 7 条関係）
様式第 5 号（第 7 条関係）
様式第 6 号（第 8 条関係）
様式第 7 号（第 8 条関係）
様式第 8 号（第 9 条関係）
様式第 9 号（第10条関係）
様式第 1 0 号（第10条関係）
様式第 1 1 号（第11条関係）
様式第 1 2 号（第11条関係）
様式第 1 3 号（第12条関係）
様式第 1 4 号（第13条関係）
様式第 1 5 号（第14条関係）
様式第 1 6 号（第14条関係）